

○生産調整方針認定要領（平成16年4月1日付け15総食第852号農林水産省総合食料局長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">生産調整認定要領</p> <p>制 定 平成16年4月1日付け15総食第852号 一部改正 平成17年4月27日付け17総食第83号 平成18年11月9日付け18総食第779号 平成20年3月3日付け19総食第1035号 平成23年4月20日付け23総食第61号 平成23年9月1日付け23生産第4288号 平成25年5月21日付け25生産第544号 平成26年4月1日付け25生産第3582号 平成27年9月30日付け27生産第1842号 平成29年11月30日付け29政統第1281号 令和元年5月7日付け元政統第18号 <u>令和2年12月28日付け2政統第1692号</u></p> <p style="text-align: center;">農林水産省総合食料局長通知</p> <p>第1～第8 （略）</p> <p>別紙（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和2年12月28日付け2政統第1692号）</p> <p><u>1 この通知は、令和2年12月28日から施行する。</u></p> <p><u>2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。</u></p> <p><u>3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">生産調整認定要領</p> <p>制 定 平成16年4月1日付け15総食第852号 一部改正 平成17年4月27日付け17総食第83号 平成18年11月9日付け18総食第779号 平成20年3月3日付け19総食第1035号 平成23年4月20日付け23総食第61号 平成23年9月1日付け23生産第4288号 平成25年5月21日付け25生産第544号 平成26年4月1日付け25生産第3582号 平成27年9月30日付け27生産第1842号 平成29年11月30日付け29政統第1281号 令和元年5月7日付け元政統第18号</p> <p style="text-align: center;">農林水産省総合食料局長通知</p> <p>第1～第8 （略）</p> <p>別紙（略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

別紙様式第 1 号

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名称及び代表者（又は氏名）

生産調整方針の認定を受けることができる者の規模に関する特例の承認申請書

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成 7 年農林水産省令第 17 号）第 2 条の規定に基づき、生産調整方針の認定を受けることができる者の規模に関する特例の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 生産（予定）数量又は出荷（予定）数量（玄米トン）
- 2 特例の承認を受けなければならない理由

別紙様式第 1 号

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名称及び代表者（又は氏名） 印

生産調整方針の認定を受けることができる者の規模に関する特例の承認申請書

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成 7 年農林水産省令第 17 号）第 2 条の規定に基づき、生産調整方針の認定を受けることができる者の規模に関する特例の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 生産（予定）数量又は出荷（予定）数量（玄米トン）
- 2 特例の承認を受けなければならない理由

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

殿

農林水産大臣

生産調整方針の認定を受けることができる者の規模に関する特例の承認結果通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで、貴殿から提出された生産調整方針の認定を受けることができる者の規模に関する特例の承認申請書について承認したので、通知します。

別紙様式第4号

番 号
年 月 日

殿

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

生産調整方針認定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇で申請のあった生産調整方針については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第5条第3項の規定に基づき、申請のとおり認定したので通知します。
また、生産調整方針作成主体コードは、〇〇〇〇〇〇〇〇（8桁）です。

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

殿

農林水産大臣

印

生産調整方針の認定を受けることができる者の規模に関する特例の承認結果通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで、貴殿から提出された生産調整方針の認定を受けることができる者の規模に関する特例の承認申請書について承認したので、通知します。

別紙様式第4号

番 号
年 月 日

殿

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

印

生産調整方針認定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇で申請のあった生産調整方針については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第5条第3項の規定に基づき、申請のとおり認定したので通知します。
また、生産調整方針作成主体コードは、〇〇〇〇〇〇〇〇（8桁）です。

別紙様式第5号

番 号
年 月 日

〇〇市町村長
(〇〇地域農業再生協議会会長) 殿

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

生産調整方針認定結果

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第5条第3項の規定に基づき、下記の者から申請があった別添の生産調整方針を認定したので通知します。

記

認定生産調整方針作成	生産調整方針作成主体コード

別紙様式第5号

番 号
年 月 日

〇〇市町村長
(〇〇地域農業再生協議会会長) 殿

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

印

生産調整方針認定結果

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第5条第3項の規定に基づき、下記の者から申請があった別添の生産調整方針を認定したので通知します。

記

認定生産調整方針作成者	生産調整方針作成主体コード

別紙様式第6号

年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

生産調整方針作成者
住 所
名称及び代表者（又は氏名）

認定生産調整方針変更申請書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により認定を受けた生産調整方針について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり、変更の認定を受けたいので申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由

別紙様式第6号

年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

生産調整方針作成者
住 所
名称及び代表者（又は氏名） 印

認定生産調整方針変更申請書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により認定を受けた生産調整方針について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり、変更の認定を受けたいので申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由

別紙様式第7号

番 号
年 月 日

殿

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

生産調整方針変更認定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇により申請のあった、生産調整方針の変更については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）第4条第2項の規定に基づき、申請のとおり認定したので通知します。

別紙様式第7号

番 号
年 月 日

殿

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

印

生産調整方針変更認定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇により申請のあった、生産調整方針の変更については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）第4条第2項の規定に基づき、申請のとおり認定したので通知します。

別紙様式第8号

番 号
年 月 日

〇〇市町村長
(〇〇地域農業再生協議会会長) 殿

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

認定生産調整方針変更結果

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）第4条第2項の規定に基づき、下記の者から申請があった生産調整方針の変更を別添の生産調整方針変更認定申請書（写）のとおり認定したので通知します。

記

認定生産調整方針作成	生産調整方針作成主体コード

別紙様式第8号

番 号
年 月 日

〇〇市町村長
(〇〇地域農業再生協議会会長) 殿

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

印

認定生産調整方針変更結果

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）第4条第2項の規定に基づき、下記の者から申請があった生産調整方針の変更を別添の生産調整方針変更認定申請書（写）のとおり認定したので通知します。

記

認定生産調整方針作成	生産調整方針作成主体コード

別紙様式第9号

番 号
年 月 日

殿

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

生産調整方針取消通知書

令和〇年〇月〇日付けで認定した生産調整方針については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）第4条第3項の規定に基づき、下記の理由により、認定を取り消したので通知します。

記

取消理由

[]

別紙様式第9号

番 号
年 月 日

殿

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

印

生産調整方針取消通知書

令和〇年〇月〇日付けで認定した生産調整方針については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）第4条第3項の規定に基づき、下記の理由により、認定を取り消したので通知します。

記

取消理由

[]

別紙様式第10号

番 号
年 月 日

〇〇市町村長
(〇〇農業再生協議会会長) 殿

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

生産調整方針取消結果

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり生産調整方針の認定を取り消したので通知します。

記

1 認定を取り消した生産調整方針作成者

認定生産調整方針作成者	生産調整方針作成主体コード

2 取消理由

[]

別紙様式第10号

番 号
年 月 日

〇〇市町村長
(〇〇農業再生協議会会長) 殿

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 印

生産調整方針取消結果

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり生産調整方針の認定を取り消したので通知します。

記

1 認定を取り消した生産調整方針作成者

認定生産調整方針作成者	生産調整方針作成主体コード

2 取消理由

[]

年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

生産調整方針作成者
住 所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

生産調整方針の取消の申出について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により認定を受けた生産調整方針について、下記のとおり生産調整方針作成者としての業務を行わないこととなるので、当該生産調整方針の認定を取消していただきたく、お届けします。

なお、当該生産調整方針に参加している農業者に対しては、業務を廃止する旨通知済みであることを申し添えます。

記

1 取消理由

※ 業務を廃止する理由を簡潔に記載する。
（合併、解散、事業の廃業等）

2 業務を廃止する年月日 年 月 日

3 生産調整方針参加農業者への対応

- ① 参加農業者への業務廃止の通知
- ② 廃止後における農業者の生産調整への対応
 - ・ 新たに〇〇農協の生産調整方針へ参加
 - ・ 新たに農業者〇名が共同して生産調整方針を申請する予定等について、具体的に記載する。

年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

生産調整方針作成者
住 所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

生産調整方針の取消の申出について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により認定を受けた生産調整方針について、下記のとおり生産調整方針作成者としての業務を行わないこととなるので、当該生産調整方針の認定を取消していただきたく、お届けします。

なお、当該生産調整方針に参加している農業者に対しては、業務を廃止する旨通知済みであることを申し添えます。

記

1 取消理由

※ 業務を廃止する理由を簡潔に記載する。
（合併、解散、事業の廃業等）

2 業務を廃止する年月日 年 月 日

3 生産調整方針参加農業者への対応

- ① 参加農業者への業務廃止の通知
- ② 廃止後における農業者の生産調整への対応
 - ・ 新たに〇〇農協の生産調整方針へ参加
 - ・ 新たに農業者〇名が共同して生産調整方針を申請する予定等について、具体的に記載する。

(別添記載例)

別記様式第1号(規則第3条関係)

米穀の生産調整に関する方針認定申請書

年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

作成者 住所 〇〇県〇〇郡〇〇市町村
氏名 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名

米穀の生産調整に関する方針について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第5条第1項の規定に基づく認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

米穀の生産調整に関する方針

1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

ア 農業者別の生産数量目標の設定

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者(以下「方針参加農業者」という。)の生産数量目標については、〇〇地域農業再生協議会(以下「地域農業再生協議会」という。)での議論及び自らの販売戦略等に基づき、××××のように設定する。

(別添記載例)

別記様式第1号(規則第3条関係)

米穀の生産調整に関する方針認定申請書

年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

作成者 住所 〇〇県〇〇郡〇〇市町村
氏名 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 印

米穀の生産調整に関する方針について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第5条第1項の規定に基づく認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

米穀の生産調整に関する方針

1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

ア 農業者別の生産数量目標の設定

当該生産調整方針に従って米穀を生産する農業者(以下「方針参加農業者」という。)の生産数量目標については、〇〇地域農業再生協議会(以下「地域農業再生協議会」という。)での議論及び自らの販売戦略等に基づき、××××のように設定する。

イ 農業者別の生産数量目標の面積換算値の設定

方針参加農業者の生産数量目標の面積換算値については、地域農業再生協議会で設定された地域の単収や水田フル活用ビジョンや地域農業再生協議会の代表者から提供された情報等に則して決定する。

ウ 農業者別の生産数量目標及び面積換算値の通知方法

生産数量目標及び面積換算値の通知については、生産調整方針に参加する農業者のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基づき農業者別に、直接、方針作成者の代表者名で通知することを基本とす

（記載上の留意点）

- ・ 生産数量目標の設定については、参考として、地域農業再生協議会が設定した単収や水田フル活用ビジョン等が確認できる資料を添付する。
- ・ 生産数量目標等の設定に当たっての考え方について記述し、各年の具体的な生産数量目標等については記述しない。

2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

① 米の生産調整の方針

ア 主食用米以外の作物等の作付方針

水田フル活用ビジョンで検討された作物戦略に即し、〇〇、××について、需要に応じた生産振興を図り、その定着に努めることとする。

なお、地域の気象・土壌等の条件が適さず、実需者からの評価が低い△△については、上記作物への転換を図ることとする。

また、加工用米、新規需要米又は備蓄米（以下「加工用米等」という。）の生産に取り組む場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする

イ その他、必要な事項

水田フル活用ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者だけでなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者、〇〇地域の水田を所有する農業者が一体となった取組が必要である。

このため、地域農業再生協議会において、地域内における整合性のとれた

イ 農業者別の生産数量目標の面積換算値の設定

方針参加農業者の生産数量目標の面積換算値については、地域農業再生協議会で設定された地域の単収や水田フル活用ビジョンや地域農業再生協議会の代表者から提供された情報等に則して決定する。

ウ 農業者別の生産数量目標及び面積換算値の通知方法

生産数量目標及び面積換算値の通知については、生産調整方針に参加する農業者のリスト（以下「農業者リスト」という。）を作成し、当該農業者リストに基づき農業者別に、直接、方針作成者の代表者名で通知することを基本とす

（記載上の留意点）

- ・ 生産数量目標の設定については、参考として、地域農業再生協議会が設定した単収や水田フル活用ビジョン等が確認できる資料を添付する。
- ・ 生産数量目標等の設定に当たっての考え方について記述し、各年の具体的な生産数量目標等については記述しない。

2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

① 米の生産調整の方針

ア 主食用米以外の作物等の作付方針

水田フル活用ビジョンで検討された作物戦略に即し、〇〇、××について、需要に応じた生産振興を図り、その定着に努めることとする。

なお、地域の気象・土壌等の条件が適さず、実需者からの評価が低い△△については、上記作物への転換を図ることとする。

また、加工用米、新規需要米又は備蓄米（以下「加工用米等」という。）の生産に取り組む場合には、主食用米の需給に影響を与えないようにする

イ その他、必要な事項

水田フル活用ビジョンに定めた地域の特性に応じた作物戦略を実現し、実効ある米の生産調整を実施するためには、本方針参加農業者だけでなく、他の生産調整方針に従って米穀を生産する農業者、〇〇地域の水田を所有する農業者が一体となった取組が必要である。

このため、地域農業再生協議会において、地域内における整合性のとれた

需要に応じた米の生産・販売について十分議論するとともに、〇〇町、△△等の関係機関においても、その実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 地域農業再生協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言及び指導
- iii その他必要な情報の提供

(記載上の留意点)

- ・ 米以外の作物等の作付方針については、水田フル活用ビジョン等の内容との整合性を踏まえ記載する。
- ・ その他必要な事項については、関係機関等に対して助言及び指導を要請する場合、可能な限り具体的にその内容について記述する。
- ・ 今後の全国の米の需要動向を踏まえれば、生産数量目標を地域の米の需要と関係なく、単に拡大する姿を前提に記述されているものは認められない
- ・ 加工用米等とは、推進要領第4に定める加工用米、新規需要米及び備蓄米のことであり、取組内容がその趣旨に照らし、不適当な場合は認められない

② 豊作により過剰米が発生した場合の対応方針

豊作により過剰米が発生した場合、その過剰分について、出来秋の段階において、速やかに方針参加農業者に対して伝達するとともに、市場からの隔離を行い、集荷円滑化対策を活用して、適切な過剰米対策を実施する。

ア 集荷円滑化対策に係る拋出金の徴収

方針参加農業者から集荷円滑化対策への加入申請があった場合、米穀安定供給確保支援機構(以下、「機構」という。)において定められる拋出単価×生産者毎の主食用水稲作付面積で求められる金額を方針参加農業者から徴収する。

イ 過剰米が発生した場合の対応方法

- i 豊作による過剰米は、農林水産省が公表する10月15日現在の作柄表

需要に応じた米の生産・販売について十分議論するとともに、〇〇町、△△等の関係機関においても、その実現に向けて、本方針参加農業者にとどまらず、広く地域の農業者に対して、必要な助言及び指導を実施することが必要である。

具体的には、

- i 関係機関が一体となった需要に応じた生産を実施しない農業者に対する、米改革関連施策の周知徹底等を通じた需要に応じた生産の指導
- ii 地域農業再生協議会による、地域内の生産調整方針間の整合性の確保に向けた助言及び指導
- iii その他必要な情報の提供

(記載上の留意点)

- ・ 米以外の作物等の作付方針については、水田フル活用ビジョン等の内容との整合性を踏まえ記載する。
- ・ その他必要な事項については、関係機関等に対して助言及び指導を要請する場合、可能な限り具体的にその内容について記述する。
- ・ 今後の全国の米の需要動向を踏まえれば、生産数量目標を地域の米の需要と関係なく、単に拡大する姿を前提に記述されているものは認められない
- ・ 加工用米等とは、推進要領第4に定める加工用米、新規需要米及び備蓄米のことであり、取組内容がその趣旨に照らし、不適当な場合は認められない

② 豊作により過剰米が発生した場合の対応方針

豊作により過剰米が発生した場合、その過剰分について、出来秋の段階において、速やかに方針参加農業者に対して伝達するとともに、市場からの隔離を行い、集荷円滑化対策を活用して、適切な過剰米対策を実施する。

ア 集荷円滑化対策に係る拋出金の徴収

方針参加農業者から集荷円滑化対策への加入申請があった場合、米穀安定供給確保支援機構(以下、「機構」という。)において定められる拋出単価×生産者毎の主食用水稲作付面積で求められる金額を方針参加農業者から徴収する。

イ 過剰米が発生した場合の対応方法

- i 豊作による過剰米は、農林水産省が公表する10月15日現在の作柄表

示地帯別作況指数、主食用等水稲作付面積、過剰米算定単収により方針参加農業者毎に数量を特定し、通知する（出荷がその公表以前の場合、9月15日現在の作柄表示地帯別作況指数等の情報により仮置きする）。

- ii 必要に応じて、農業者間等において、処理すべき過剰数量を調整する。
- iii 生産者から出荷された米穀のうち、iで算出した豊作による過剰米（iiの調整後の数量）については、集荷円滑化対策の融資単価等を踏まえ、民間流通米とは別に価格を設定し、民間流通米とは区分して保管する。
- iv 出来秋の段階で区分保管した豊作による過剰米については、豊作となった時点における需給状況等を踏まえ、以下の対応方法の中から適切な対応を行うこととする。
 - a 区分保管分を翌年の農業者別生産数量目標から減少させた上で、その需要に対して、翌年の出来秋以降に古米として販売
 - b 配合飼料用、新規加工用（米粉用、〇〇用）、その他新規用途向けとして販売
 - c 機構に対して、融資の返済として米を引渡し

ウ 区分保管する場合の米の保管方法

区分出荷された米穀については、〇〇農協管内の農業倉庫（低温設備あり）において保管することとし、その具体的な保管場所及び保管方法が確定しだい、〇〇地方農政局長に対して報告する。イのivにおいて、a又はcの対応とする場合は、低温保管を実施する。

（記載上の留意点）

- ・ 集荷円滑化対策に係る拠出金と併せて、米需給調整・需要拡大基金等に係る拠出金を徴収することの記載は可能とするが、集荷円滑化対策に係る拠出金と合計した額を記述することは認めない。
- ・ イのivについて、豊作になった場合の具体的な対応は、過剰米の数量が特定された段階で選択することとし、その場合の対応方法の選択肢について考えられる手法をすべて記述する。
- ・ ウにおいて、特に現物弁済しようとする場合は、その取引確認の時点において、地方農政局等の職員により保管されている米が3等以上の品質を保持していることが確認されなければ現物弁済することはできないことに十分留意し、適切な対応を記述する。

示地帯別作況指数、主食用等水稲作付面積、過剰米算定単収により方針参加農業者毎に数量を特定し、通知する（出荷がその公表以前の場合、9月15日現在の作柄表示地帯別作況指数等の情報により仮置きする）。

- ii 必要に応じて、農業者間等において、処理すべき過剰数量を調整する。
- iii 生産者から出荷された米穀のうち、iで算出した豊作による過剰米（iiの調整後の数量）については、集荷円滑化対策の融資単価等を踏まえ、民間流通米とは別に価格を設定し、民間流通米とは区分して保管する。
- iv 出来秋の段階で区分保管した豊作による過剰米については、豊作となった時点における需給状況等を踏まえ、以下の対応方法の中から適切な対応を行うこととする。
 - a 区分保管分を翌年の農業者別生産数量目標から減少させた上で、その需要に対して、翌年の出来秋以降に古米として販売
 - b 配合飼料用、新規加工用（米粉用、〇〇用）、その他新規用途向けとして販売
 - c 機構に対して、融資の返済として米を引渡し

ウ 区分保管する場合の米の保管方法

区分出荷された米穀については、〇〇農協管内の農業倉庫（低温設備あり）において保管することとし、その具体的な保管場所及び保管方法が確定しだい、〇〇地方農政局長に対して報告する。イのivにおいて、a又はcの対応とする場合は、低温保管を実施する。

（記載上の留意点）

- ・ 集荷円滑化対策に係る拠出金と併せて、米需給調整・需要拡大基金等に係る拠出金を徴収することの記載は可能とするが、集荷円滑化対策に係る拠出金と合計した額を記述することは認めない。
- ・ イのivについて、豊作になった場合の具体的な対応は、過剰米の数量が特定された段階で選択することとし、その場合の対応方法の選択肢について考えられる手法をすべて記述する。
- ・ ウにおいて、特に現物弁済しようとする場合は、その取引確認の時点において、地方農政局等の職員により保管されている米が3等以上の品質を保持していることが確認されなければ現物弁済することはできないことに十分留意し、適切な対応を記述する。

